

一般競争入札公告

沖縄県海洋深層水研究所外周フェンス及び門扉腐食箇所改修工事について一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年8月3日

沖縄県海洋深層水研究所 所長 中村 博幸

1 入札に付する事項

- (1) 件名 沖縄県海洋深層水研究所外周フェンス及び門扉腐食箇所改修工事
- (2) 契約の内容 沖縄県海洋深層水研究所外周フェンス及び門扉腐食箇所を改修する。
その他詳細については、一般競争入札説明書及び特記仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年2月26日
- (4) 修繕の実施場所 沖縄県海洋深層水研究所 沖縄県島尻郡久米島町字真謝500番1

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 主任技術者は、1級若しくは2級管工事施行管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - イ 監理技術者にあつては、管理技術者資格証及び管理技術者講習修了証を有する者であること。なお、配置予定技術者が現在地の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に専任で配置できること。
 - ウ また、主任（監理）技術者にあつては3ヶ月以上の雇用関係にある者。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 入札参加資格確認申請期限日から当該業務の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に次のような資本関係又は人的関係がないこと。
 - ア 資本関係 ① 親会社と子会社 ② 親会社を同じくする子会社同士
 - イ 人的関係 ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている
② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている
- (6) 次の各号に該当しないこと。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ウ 法人でその役員のうちに暴力団等反社会勢力に属する者がいる

- (7) 令和 7・8 年度沖縄県入札参加資格者名簿（建設工事業）に登録されている業者であること。
- (8) 県税に滞納がないこと。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 本件公告日から令和 8 年 8 月 17 日（月）まで
- (2) 場所 沖縄県公式ホームページ上に掲載する

4 申請書等の提出及び競争参加資格の審査等

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参又は郵送により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者、並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(1) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間 令和 8 年 8 月 3 日（月）から同年 8 月 13 日（木）までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。※郵送により提出する場合は、期限日当日必着

イ 提出場所 沖縄県海洋深層水研究所

〒901-3104 沖縄県島尻郡久米島町字真謝500番 1

ウ 提出方法 持参又は郵送

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和 8 年 8 月 17 日（月）までに通知する。

(3) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

(4) 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があるときは、遅延なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

ア 商号又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）

エ 使用印鑑

オ 法人にあっては資本金

カ 電話番号

(5) 資格の取り消し等

ア 入札参加の資格を有する者が地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

イ 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

(6) 資格の適用

この入札に参加する者の資格は、沖縄県が実施する本業務に係る入札に限り適用する。

5 入札執行の方法

(1) 入札は郵送方式により行う。

- ア．宛先：〒901-3104 沖縄県久米島町真謝500番1 沖縄県海洋深層水研究所
- イ．到着期限：令和8年8月24日（月）必着
- ウ．郵送種別：一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で、配達日指定郵便とする。

(2) 提出書類：入札書

二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒に修繕名、入札日を記載の上封書して提出するものとする。

(3) 開札日時：令和8年8月25日（火）午前10時00分

(4) 開札場所：沖縄県海洋深層水研究所内会議室

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の規定により、見積もる契約金額の100分の5以上の金額を県に納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を提出する場合
- イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行した実績を提出する場合

(2) 契約保証金

沖縄県財務規則第101条の規定により、見積もる契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ア 保険会社との間に本県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行した実績を提出する場合

7 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない沖縄県海洋深層水研究所職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は、原則1回とする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、再々度の入札を行う。この場合において、再々度の入札は直ちにその場で行う。
- (5) 再々度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県海洋深層水研究所
- (2) 所在地 〒901-3104 沖縄県島尻郡久米島町字真謝500番1

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- (1) 提出された申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (2) 最低制限価格 設定しない。
- (3) 申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (3) その他詳細は、一般競争入札説明書による。

12 本案件に関する質問・回答

質疑については、質疑書により行う。質疑事項がなければ提出は不要。なお、簡易な質疑は電話でも受け付けるが、業務時間内に限る。

- (1) 提出期間 令和8年8月3日（月）から同年8月7日（金）17時までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日
- (1) 提出場所 〒901-3104 久米島町字真謝500番1 沖縄県海洋深層水研究所（庶務宛）
TEL 098-896-8655
FAX 098-896-8658
- (2) 回答方法 令和8年8月12日（水）までに個別に回答する。